

## 警報発令時の学校の対応措置について

泉州地域※に、午前7時の時点で下記のいずれかの警報が発令中の場合は、**臨時休業**とします。

警  
報

- ① 「 特別警報 」
- ② 「 暴風警報 」
- ③ 「(台風接近にともなう) 大雨警報 」

(①②について台風接近は関係ありません)

- ※ 泉大津市に午前7時の時点で警報が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に警報が発令中の場合は、臨時休業となります。
- ※ 台風襲来時、その台風が大型で勢力が強く、翌日に泉州地域に暴風警報等が発令される可能性が非常に高い場合には、前日の正午の段階で翌日を臨時休業とする場合があります。
- ・ 午前7時以降、登校時刻までに警報が発令された場合は臨時休業とする。
- ・ 登校以降に警報が発令された場合は、登校した生徒については、安全確保に万全を期し、状況に応じて教育委員会と十分な連携を図り、校長の判断で下校等、適宜措置をします。
- ・ 警報解除後も、学校・通学路等の被害の状況によって、臨時休業あるいは登校時間を遅らせる場合があります。

情報は、マチ COMI メールでの配信および、東陽中学校ホームページでお知らせします。

東陽中学校ホームページ

<https://izumiotsu.schoolweb.ne.jp/weblog/index.php?id=2720018>

